

福岡県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (4) 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するため、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 宅地判定士 危険度判定を実施する者として、福岡県宅地判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）第3条の規定に基づき知事が登録し、宅地判定士名簿に登載した者をいう。
- (6) 危険度判定業務調整員 登録要綱第9条の規定に基づき知事が登録した者をいう。

(県の事前準備)

第3条 県は、危険度判定の実施に関する事項について、市町村及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 県は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 3 県は、登録要綱に基づき宅地判定士及び危険度判定業務調整員の登録及びその更新に関する事務を行う。
- 4 県は、国、他の都道府県、関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 5 県は、危険度判定を住民に周知させるため、必要な措置を講ずる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村は、危険度判定の実施に関する事項について、県との協議及び調整に努める。

- 2 市町村は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町村は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講ずる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等が発生したときは、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2 市町村長は、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

4 知事は、市町村長から前項の要請を受けたときは、宅地判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずる。

5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講ずる。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減し又は防止するため、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の必要な措置を講ずる。

2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定めた手引による。

(他の都道府県知事等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から第6条第3項の規定に基づく要請を受けた場合において、被災の規模等により必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に危険度判定の実施のための支援を要請することができる。

(資機材の調達及び備蓄)

第9条 県、市町村、関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県等に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事等から危険度判定の実施のための支援要請があつたときは、宅地判定士の派遣等の支援措置を講ずる。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

(危険度判定業務調整員)

第12条 危険度判定業務調整員は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の結果の集計、危険度判定実施本部長への報告等を行う。

(福岡県連絡協議会)

第13条 県及び市町村は、広域的な災害に対し、この要綱を円滑に運用し、相互の連絡調整の体制整備を図るため、福岡県連絡協議会を設置するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月3日から施行する。